平成２６年（フ）第１３６号
福岡県朝倉郡筑前町篠隈146番地21
債務者　小島　恵美
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４０号
福岡市博多区博多駅前３丁目30番15―703号
債務者　安田　隆昭
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４１号
福岡市城南区長尾３丁目29番25号
債務者　堤　　剛克
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４２号
福岡市南区鶴田４丁目１番21―301号
債務者　松井小百合
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７１号
福岡市南区野多目５丁目２番16―401号
債務者　井手　美帆（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７４号
福岡市南区弥永団地21番201号
債務者　堀口　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋374番地１ラフォーレ内橋105号
債務者　林口　勇気
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８号
福岡市博多区吉塚６丁目２番２号
債務者　田中　輝美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７９号
福岡県太宰府市通古賀６丁目６番10号ホワイトコーポ102号
債務者　近藤　利春
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８３号
福岡市西区内浜１丁目２番26―502号
債務者　吉嶺　孝好
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９１号
福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目199番地
プレジール松木205号
債務者　矢山皓一朗
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９４号
福岡県大野城市山田４丁目６番22号
債務者　八重岡和信
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９７号
福岡市東区香椎５丁目６番20号
債務者　吉村　　剛
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９９号
福岡市東区原田２丁目６番27号
債務者　小池　栄満
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２０３号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台２丁目97番地
債務者　仁田野美沙
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２０４号
福岡市城南区友丘２丁目４番11号
債務者　西山知津子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２０９号
福岡市東区松島２丁目４番７号
債務者　武田　信治
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２１３号
福岡県宗像市くりえいと２丁目１番４号フェリークⅡ102号
債務者　三吉龍一郎
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部